

固定資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>堺泉北埠頭株式会社</p>	<p>経理規程において、毎事業年度末に、固定資産台帳と現物の照合を実施することを定めているにもかかわらず、実施していなかった。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            固定資産管理責任者は、固定資産台帳と現物の照合について周知徹底を図るよう指導されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>【経理規程】</b>            (固定資産管理台帳)            第28条 固定資産の管理責任者は、固定資産管理台帳を設けて固定資産についての異動その他を記録整理しなければならない。            2 固定資産が紛失、滅失、破損もしくは損害を受けた場合には、固定資産の管理責任者は速やかにその旨を経理責任者を經由して社長に報告し、その原因を明らかにしなければならない。            3 毎事業年度末には、固定資産管理責任者は、固定資産管理台帳と現物の現地照合を行い、その結果を経理責任者を經由して社長へ報告するものとする。         </p>	<p>監査において指摘された、固定資産台帳と現物の現地照合を平成26年12月15日から19日に行った。            今後は、経理規程に基づき、固定資産台帳と現物の現地照合を適切に行っていく。</p>